## 特殊詐欺被害防止に向けた ATM 利用限度額の変更の お知らせ

令和7年11月4日

お客さま各位

佐賀県信用農業協同組合連合会

平素より当会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当会では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ATM においてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の 犯罪が増加していることを受けて、令和7年12月1日に、キャッシュカード などによる取引時の1日あたりの利用限度額を以下の通り引き下げいたします。

媒体種別	対象取引 *1)	変更前	変更後
IC キャッシュカード	IC 取引	100万円	5 0 万円 *2)
磁気ストライプ キャッシュカード、通帳	磁気取引	50万円	50万円

<sup>\*1)</sup> ATM でのお引出し、振込等が対象となります。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対 応であり、ご理解賜りたくお願いいたします。

<sup>\*2)</sup> あらかじめ設定されている利用限度額から変更されている場合は変更対象外となります。